

就 業 標 準 単 価 表(空き家対応)

| 作 業 内 容 | 時間給(円) | 備 考 |
|-----------|--------|------------------------------------|
| 清掃(屋外) | 900 | 落ち葉片付、はき掃除 |
| 除草(草むしり) | 900 | 手作業による除草・草刈 |
| 機械使用による草刈 | 1,000 | 機械持込みの場合、1時間300円割増、就労場所により割増 |
| 機械使用による薙刈 | 1,100 | 機械持込みの場合、1時間300円割増、就労場所により割増 |
| 庭木剪定 | 1,100 | 高所作業2m以上150円割増、機械使用200円割増、 |
| 庭木の伐採 | 1,100 | 場所、樹高等により割増、3m以上150円割増、機械持込み300円割増 |
| お墓掃除 | 1,000 | 墓標清掃等、 |
| 草処分車両代 | 1,200 | 軽トラック1台(剪定の枝含む) |
| 伐採 | 1,300 | 軽トラック1台 |

(就労の基準)

- 1、就労時間は原則午前9時～午後4時までとします。
- 2、1日の就労時間は、昼休み1時間の休憩を除き6時間となります。
- 3、午前、午後各15分の休憩をとる場合は、就労時間に含まれます。

※発注される方へのお願い

- 1、時間表の金額のほかに、時給の12%を、事務費(消費税を含む)としてご負担いただきます。
- 2、時間給によるもので、就労時間に端数が生じる場合は、繰り上げて精算させていただきます。
- 3、2時間未満は割増料金になります。
- 4、仕事の内容に応じて、ご協議のうえ時給をさだめさせていただきます。
- 5、作業終了後、終了写真を添えて請求します。

令和 5年4月1日より摘要

浅川町シルバー人材センター

〒963-6217 福島県石川郡浅川町大字箕輪字山敷田56-8

浅川共同福祉施設内

電話/FAX0247-36-2223